

# 事後調査報告書

平成 27 年 11 月 30 日

広島市長様

事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
住所 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
氏名 広島市  
広島市長 松井 一實  
(環境局施設部恵下埋立地建設事務所)  
電話番号 082-923-6011

広島市環境影響評価条例第 31 条第 3 項において準用する同条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

|                       |                                                                            |                                                          |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 対 象 事 業 の 名 称         | 恵下埋立地（仮称）整備事業                                                              |                                                          |
| 事 後 調 査 の 種 類         | <input checked="" type="checkbox"/> 工事の実施中 <input type="checkbox"/> 工事の完了後 |                                                          |
| 事 後 調 査 の 項 目 及 び 手 法 | 別紙 1 のとおり                                                                  |                                                          |
| 事 後 調 査 の 結 果         | 別紙 2 のとおり                                                                  |                                                          |
| 環境の保全のために講じた措置        | 環境影響評価書に記載している環境保全措置を適切に講じました。                                             |                                                          |
| そ の 他                 | 平成 26 年度委託業者<br>中外テクノス株式会社<br>代表取締役 福馬 勝洋<br>広島市西区横川新町 9-12                | 平成 27 年度委託業者<br>東和環境科学株式会社<br>代表取締役 笹井 裕<br>広島市中区舟入町 6-5 |

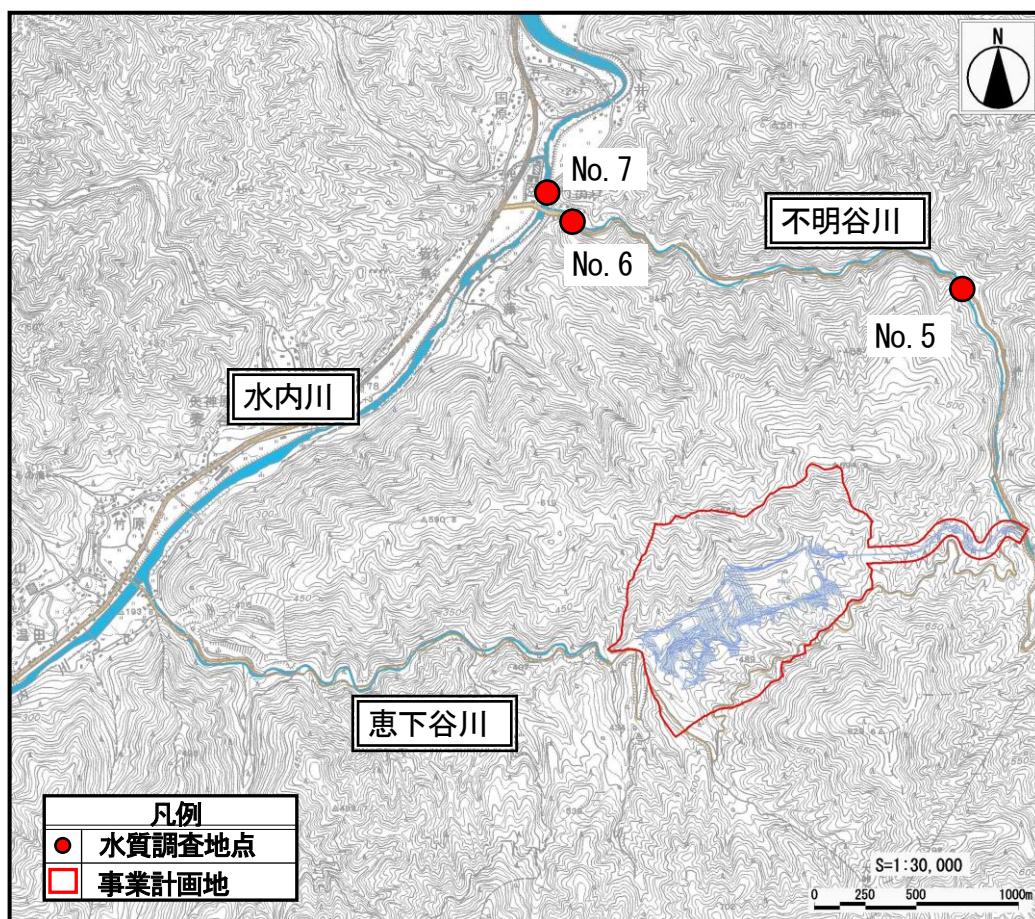
- (注) 1 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を「その他」の欄に記載してください。
- 2 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。
- 3 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。
- 4 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。

## 工事実施中における事後調査の項目及び手法

| 調査項目 |          | 調査時期             | 調査方法等                             | 調査地点及び調査頻度                                                              |
|------|----------|------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 水 質  | 濁度、SS、pH | 《取付道路部》<br>工事期間中 | 排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)等に規定する方法 | 不明谷川、水内川の3地点 <sup>注)</sup><br>(図1のNo.5～7)<br>pH 4回(四季)<br>濁度、SS 1回(降雨時) |

注) 環境影響評価における「水質・底質の現況調査」と同様の地点とします。

図1 水質調査地点



## 1 水質調査結果

取付道路工事による河川への影響を調査するため、不明谷川及び水内川の3地点で次表のとおり調査を実施しました。

## (1) 河川水質 (pH)

|               | No.5 | No.6 | No.7 | 参考(水内川)<br>環境基準値 A 類型 |
|---------------|------|------|------|-----------------------|
| 冬季(H27.2.4)   | 7.1  | 7.4  | 7.2  | 6.5 以上 8.5 以下         |
| 春季(H27.5.21)  | 7.7  | 7.6  | 7.6  |                       |
| 夏季(H27.7.24)  | 7.4  | 7.3  | 7.3  |                       |
| 秋季(H27.10.22) | 7.5  | 7.3  | 7.6  |                       |

コンクリート打設の影響が考えられる時期を選定して調査を行いました。pHはすべての地点で水内川の環境基準 A 類型の基準値以内であり、河川への影響はないものと考えます。

## (2) 降雨時の濁水調査 (H27.8.25)

|           | No.5                             | No.6  | No.7     | 参考(水内川)<br>環境基準値<br>A 類型 |
|-----------|----------------------------------|-------|----------|--------------------------|
| SS (mg/L) | 6~440                            | 2~400 | 1~660    | —                        |
| SS 日間平均値  | 140                              | 120   | 240      | 25mg/L                   |
| 濁度 (度)    | 2~160                            | 1~150 | 1 未満~210 | —                        |
| 降雨量       | 143.5mm/日 (調査期間中の時間最大雨量: 23mm/h) |       |          |                          |

注) 降雨時の調査は、環境影響評価の調査に準じ、9回の調査を行いました。

なお、SSの環境基準値は、河川が通常の状態にある場合に適用するものです。

降雨量は、気象庁の佐伯湯来観測所のデータを引用しました。

調査日の降雨量は、143.5mm/日で、時間最大雨量が 23mm/h の強い雨の日に調査を実施しました。

すべての地点で濁水の SS 濃度は、水内川の環境基準値を超えていました。

取付道路工事の影響が現れる No.5、No.6 (不明谷川) も濁水の SS 濃度が高い結果が出ています。今回の調査では、想定を大幅に超える大雨によって、不明谷川の SS 濃度が高い結果となっていると考えられます。

なお、取付道路工事では、法面の緑化や濁水処理設備等の環境保全措置に加え、平成 26 年度には取付道路の簡易舗装を施工し、さらに、平成 27 年 11 月から取付道路の本舗装を始め濁水の影響を低減するよう努めています。

今回の調査は、雨量が 100mm/日を超える大雨の中で行っており、取付道路工事による濁水の影響の大きさが判断できないため、再度、降雨時に濁水調査を実施します。

